

## 一般社団法人岐阜青年会議所 備品貸出規約

### 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人岐阜青年会議所（以下「本会」という。）が所有または管理する備品等（以下「備品」という。）を、市民団体、事業者、その他本会が認めた者に貸し出すに当たり、その利用条件を定めることを目的とする。

### 第2条（貸出対象者）

備品の貸出対象者は、本会の目的に賛同し、地域社会の発展や公益に資する活動を行う団体または個人とする。

### 第3条（貸出申請）

1. 備品の貸出を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入し、使用開始日の2週間前までには、本会に提出しなければならない。
2. 本会は、申請内容を審査のうえ、事務局長が貸出の可否を決定する。

### 第4条（使用条件）

1. 備品の使用は、申請時に許可された用途に限る。
2. 使用者は、以下の注意義務を遵守しなければならない。
  1. 備品を常に清潔な状態に保ち、強い衝撃や不適切な取り扱いを避けること。
  2. 屋外で使用する場合は、風雨や直射日光等から保護するための措置を講じること。
  3. 雨天時や雨天が想定される時には、屋根付きスペースに移動する、ビニールシート等で覆うなど、水濡れ防止措置を適切に履行しなければならない。
  4. 可燃物の近くでの使用を避け、火気の取扱いには十分注意すること。
  5. 使用終了後は備品を清掃し、次の利用に支障のない状態で返却すること。
3. 上記義務を怠った場合や対策が明らかに不十分と本会が判断した場合、本会は直ちに貸出の中止および備品の即時返却を命じることができる。その際に発生した損害については使用者が全責任を負う。
4. 使用にあたって発生する人的・物的トラブルについて、本会は一切の責任を負わない。

### 第5条（貸出期間）

貸出期間は、原則として1回あたり10日以内とし、特別の事情がある場合は本会がこれを延長することができる。

## 第6条（費用）

1. 備品の貸出は原則無償とする。ただし、維持管理費や運搬費等の実費を徴収する場合がある。
2. 損耗や破損が生じた場合、使用者は原状復帰をして返却しなければならない。

## 第7条（受取・返却）

1. 貸出備品の受け取りと返却は、本会事務局にて行う。
2. 受取と返却の日時は本会事務局の営業時間内に行うものとし、貸し出し希望者と本会事務局の間で協議の上で定める。
3. 使用者は、貸出期間終了後、速やかに備品を返却しなければならない。
4. 返却に際し、備品に破損・紛失・著しい汚損等が認められた場合、使用者は本会の指示に従って補償を行う。ただし、使用者が補償する限度額は、5万円とする。

## 第8条（禁止事項）

次の各号に該当する場合、貸出を許可しない、または貸出を取り消すことがある。

1. 公序良俗に反する行為に使用する場合
2. 公益的な目的をもたず、営利のみを目的として使用する場合
3. 備品を第三者に転貸または譲渡する場合
4. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、これに準ずる者を含む）に該当する者、またはこれらと関係を有する者による申請である場合
5. その他、本会が不相当と認めた場合

## 第9条（免責）

本会は、貸出を決定した後に、やむを得ない事情により貸し出しができなくなった場合については、その責任を負わないものとする。

## 第10条（規約の改正）

本規約は、必要に応じて本会の理事会の承認を経て改正することができる。

2025年10月9日施行